

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、児童扶養手当支給事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	【事務全体】 児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に対して児童扶養手当の支給を行う。 【事務の内容】 ①対象者の資格管理 ②支払い管理 ③現況届受付 ④統計処理
③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル、児童ファイル、扶養義務者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 56の項 番号法別表主務省令 第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 番号法19条第8号に基づく主務省令第19、22、44、91、92、127、143、157、163条 情報照会 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項 番号法19条第8号に基づく主務省令第83条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市こども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市こども家庭部子育て支援課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6845)
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ住基ネット照会を行い、その記録を残している。 ・特定個人情報の記載がある文書は施錠できる保管場所に保管	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	Ⅱ－1	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	Ⅱ－2	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月22日	I－1	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年5月22日	I－5	子育て支援課長 白石 浩人	課長 横山 憲	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	Ⅱ－1	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月22日	Ⅱ－2	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	Ⅱ－1	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	Ⅱ－2	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	I－4②	番号法別表第二主務省令 【情報提供の根拠】 第12条第1号ト、第3号ヘ、第19条第1号リ、第35条第2号、第36条第1号ロ、第2号ロ、第44条第1号リ	番号法別表第二主務省令 【情報提供の根拠】 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2	事後	国の根拠法令の改正
令和2年3月19日	Ⅱ－1	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	Ⅱ－2	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	Ⅱ－1	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	Ⅱ－2	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	I－4②	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠】 13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	I－4②	○番号法第19条第7号 別表第二	○番号法第19条第8号 別表第二	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	Ⅱ－1	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	Ⅱ－2	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	ID及びパスワード又は生体認証	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	I－3	番号法第9条第1項 別表第一 37の項 番号法別表第一主務省令 第29条	番号法第9条第1項 別表第一 37の項 番号法別表第一主務省令 第29条 番号法別表第一主務省令 第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	事後	国の根拠法令の改正
令和4年11月11日	Ⅱ－2	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	I－5	保健福祉部	こども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	I－8	保健福祉部	こども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	Ⅱ－1	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	Ⅱ－2	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	I－3	番号法第9条第1項 別表第一 37の項 番号法別表第一主務省令 第29条	番号法第9条第1項 56の項 番号法別表主務省令 第29条	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	I－4	番号法第19条第8号別表第二 【情報提供の根拠】13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 【情報照会の根拠】57の項 番号法別表第二主務省令 【情報提供の根拠】 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 第31条	情報提供 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 番号法19条第8号に基づく主務省令第19、22、44、91、92、127、143、157、163条 情報照会 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 番号法19条第8号に基づく主務省令第83条	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	Ⅱ－1	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅱ－2	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅳ－8		・申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ住基ネット照会を行い、その記録を残している。 ・特定個人情報の記載がある文書は施錠できる保管場所に保管	事後	様式変更による項目追加
令和7年3月7日	Ⅳ－11		内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	事後	様式変更による項目追加